

ERABガイドラインの改定

令和2年3月19日
資源エネルギー庁
新エネルギーシステム課

これまでのガイドラインの位置づけ

- 2014年度「ネガワット取引のガイドライン作成検討会」における議論・パブリックコメントを経て、2015年3月「ネガワット取引に関するガイドライン」が策定された。
- 当時は、実際の取引実績がない中で、ネガワットの買い手である一般送配電事業者と小売電気事業者がそれぞれが求める「正確性」「簡便性」「公平性」の重みが異なることを踏まえ、各取引における事項を規定した。

<ネガワット取引に関するガイドライン（平成27年3月30日） 抜粋>

第1章 総論

第2節 ガイドラインの必要性

- (1) …… (略) ……**ネガワット取引を社会に定着させるためには、その効果や価値等について、電力会社等の関係者の間で認識を共有することが必要**であり、そのために、需要抑制の測定方法等に関するガイドラインを策定することとしている。
- (2) このため、**本ガイドラインでは、ネガワット取引において具体的に想定される問題となり得る事項について、関係者が参考とすべき基本原則となる具体的な指針を定める**ことで、適正なネガワット取引の普及を促進し、もって効率的な電力システムの実現を図る。

第3節 ネガワット取引の種類と本ガイドラインの適用の範囲

- (2) 需要削減量の買い手によって、取引における「正確性」、「簡便性」、「公平性」の求められる程度が異なることを踏まえ、本ガイドラインは、次に掲げるとおり活用されることを想定する。
- **類型1**については、民・民の取引として、自由な競争環境下で多様かつ魅力的なサービスを提供することが求められることから、**本ガイドラインを参考にしつつ、事業者の積極的な創意工夫を期待**する。
 - **類型2**については、買い手である系統運用者が需給調整の最終責任者であり、かつ中立性確保が必要な一般送配電事業の一環としてネガワット取引を行うことから、正確性と公平性がより強く求められるため、**本ガイドラインの活用が特に強く期待**される。

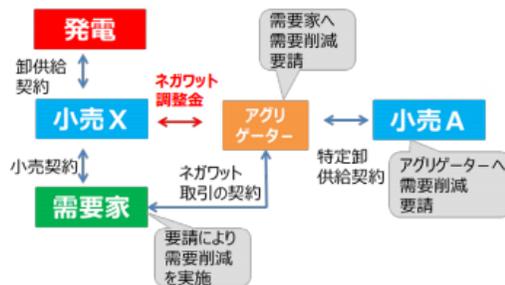
ネガワット取引の拡大

- 2017年度より需要抑制量を束ね小売電気事業者へ提供する「ネガワット取引市場」や、一般送配電事業者へ提供する「調整力公募」が整備され、実際にDRが取引されるようになった。
- 特に調整力公募においては、厳気象対応の電源 I 'において、2020年度向けでは全国で100万kWを超えるDRが落札されるなど、取引の規模も拡大してきている。
- 取引規模や形態の拡大に合わせて、ガイドラインはこれまで3回の改定を実施（2017年11月改定時に名称も「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」に変更）。

デマンドレスポンス(ネガワット取引)の推進状況について

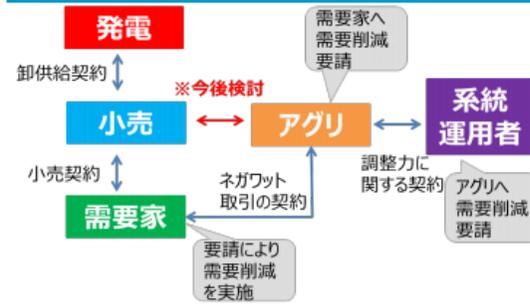
- エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスのうち、アグリゲーターが需要削減量（ネガワット）を需要家から集めて取引するネガワット取引が**2017年4月から本格的に開始**。
- 政府も、そのための環境整備として、ネガワット量の計算等のためのガイドラインを策定するなどの取組を実施。

小売事業者が同時同量達成のために他社の需要家の需要削減量を調達



「ネガワット取引市場」

系統運用者が調整力として需要削減量を調達



「調整力」における活用

今年4月から本格化

1

各市場における要件検討の進捗

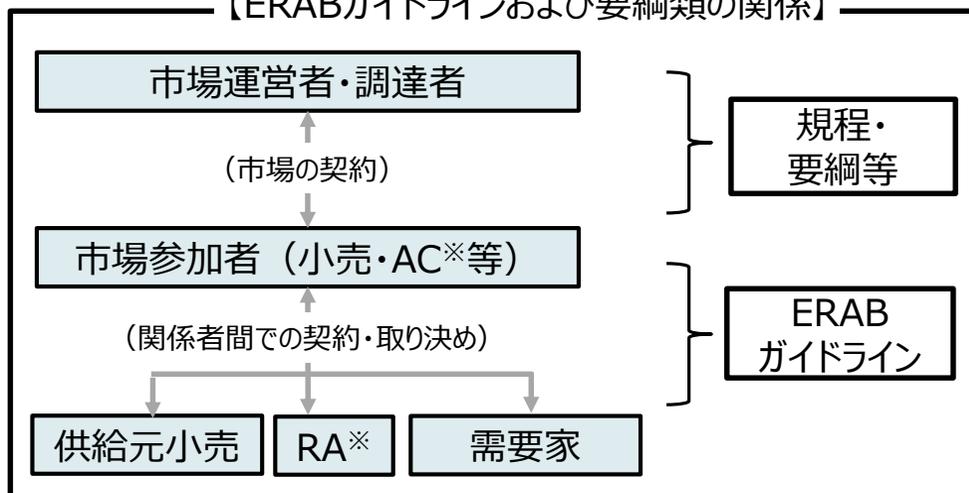
- 電力システム改革の進展に伴い、2017年以降、需給調整市場や容量市場の市場要件の検討が実施されている。その中では、DRやVPPに関する要件も整理されている。
- これに伴い、各市場の要件とERABガイドラインの規定事項に内容が重複する部分もあり、ガイドライン自身の役割も変わりつつあると考えられる。
- 市場運営者等がDRやVPPの市場要件を定めることは、合理的であり、市場参入者の視点からもわかりやすいことを踏まえ、ERABガイドラインの位置づけについて整理する。

第2章 募集概要			
容量市場概要		募集概要	参加登録
オークション参加対象となる電源等		オークション	契約の履行
		容量受出金	その他
16			
<ul style="list-style-type: none"> ■ オークション参加対象となる電源等は、実需給年度に供給力を提供できる安定電源・変動電源・発動指令電源です。既に相対契約を締結している電源等も容量市場に参加することができます。 ■ オークションの募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島※1を除きます。 			
オークション参加対象となる電源等の概要			
安定電源	変動電源		発動指令電源
	変動電源(単独)	変動電源(アグリゲート)	
単体の期待容量※2が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの	単体の期待容量※2が1,000kW以上の供給力を提供するものうち、自然変動電源に該当するもの	単体の期待容量※2が1,000kW未満の電源のうち、自然変動電源を組み合わせ※3することで、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの	単体の期待容量※2が1,000kW未満の電源・安定的供給力を提供できない自家発・DRなどを単独または組み合わせ※3することで、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの
(例) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火力、原子力、 ➢ 大規模水力（揚水式、貯水式、一部の自流水） ➢ 地熱・バイオマス・廃棄物 	(例) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 水力（一部の自流水） ➢ 風力 ➢ 太陽光 	(例) <ul style="list-style-type: none"> ➢ DR ➢ 自家発 ➢ 蓄電池 ➢ その他 	
<p>※1：離島とは電気事業法施行規則第3条の2で定める本土と系統が接続していない島を指します。</p> <p>※2：期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」です。（詳細は第3章で後述）</p> <p>※3：組合せは同一供給区域内の電源等の組合せに限ります</p>			

ERABガイドラインと各市場及び公募等における要綱等との関係（案）

- 各市場における市場運営者と市場参加者間の取引全般に係るルール・要件等は、各々の要綱等によって定められる。
- ERABガイドラインは、アグリゲーター等が事業を行う上で必要となる市場運営者以外の関係者間での契約や取り決めを締結する際に、参考とするべき基本原則となる指針という位置づけとしてはどうか。

【ERABガイドラインおよび要綱類の関係】



(※) AC : アグリゲーションコーディネーター
RA : リソースアグリゲーター

各市場および公募等における規程・要綱等

- ✓ 市場における取引全般に係るルール・要件等を規定
- ✓ 市場参加者は上記要綱等を遵守する契約を市場運営者との間で締結し、この契約に基づき取引を実施

(調整力公募)

調整力の公募に関する要綱

(容量市場)

メインオークション募集要綱

(需給調整市場)

取引規程

ERABガイドライン

- ✓ アグリゲーター等が事業を行う上で必要となる関係者間での契約や取り決めについての基本原則となる指針を示すもの

改定に向けたプロセス

- 議論の結果を踏まえ、3月下旬からパブリックコメントを実施。
- その後、パブリックコメントの結果を踏まえ、改定版の公開を行う予定。

＜主な改定内容＞

- ・今回整理するERABガイドラインの位置づけに基づく、記載項目の見直し
- ・下げDR取引類型の細分化、ユースケースの例示
- ・全ての下げDR取引におけるネガワット調整金
- ・小売電気事業者とアグリゲーターの情報共有の在り方